○公益財団法人えひめ地域活力創造センター会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ地域活力創造センター(以下「センター」という。)定 款第38条第2項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

- 第2条 センターに会員を置く。
- 2 会員は、正会員及び賛助会員とする。
- 3 正会員は、愛媛県内の市町で、センターの目的に賛同するものとする。
- 4 賛助会員は、センターの目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、 理事長の承認を受けたものとする。

(賛助会員の入会及び退会)

- 第3条 賛助会員になろうとする個人、法人又は団体は、入会申込書(別記様式)をセンターの理 事長に提出するものとする。
- 2 賛助会員は、何時でも理事長に退会届(別記様式)の提出又は退会の意思表示をもって退会することができる。

(会費)

- 第4条 会員の会費は、年額を次のとおりとする。
 - (1) 正会員
 - ① 中核市 300,000円
 - ② 中核市以外の市 150,000円
 - ③ 町 100,000円
 - (2) 賛助会員
 - ① 法人(特定非営利活動法人を除く。) 1口30,000円
 - ② 個人及び団体(特定非営利活動法人を含む。) 1口 3,000円

(納入)

第5条 会費の納入は、年1回とし、毎年度、理事長が指定する日までに納入するものとする。

(会費の使途)

第6条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

(改正)

第7条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 会員の会費に関する規程(平成12年4月1日制定)は、前項の規定による設立の登記の日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年5月30日から施行する。

入会申込書

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ地域活力創造センター 理事長 殿

私(当法人・団体)は、貴法人の目的に賛同し、次のとおり申し込みます。

	ふりがな					
個人	氏名					
	電話				Fax	
	E-mail					
	ふりがな					
	法人又は					
法人	団体名					
又は	代表者名					
団体	I man a la la	部署			氏名	
	担当者	電話			Fax	
	連絡先	E-mail				
,		(〒)			
住所/所在地			,			
年会費		() 🏻		()円
		※1口 3,000円(個人又は団体)・30,000円(法人)				
特記事項						

(この入会申込書の個人情報は、当センターの地域づくり情報誌等の刊行物の送付、年会費のご請求、講演会等のご案内等のために利用いたします。)

退会届

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ地域活力創造センター 理事長 殿

私(当法人・団体)は、貴法人の賛助会員を退会いたしたく、次のとおり届出します。

個人	ふりがな 氏名			
	電話		Fax	
	E-mail			
	ふりがな			
	法人又は			
法人	団体名			
又は	代表者名			
団体		部署	氏名	
	担当者	電話	Fax	
		E-mail		

(この退会届の個人情報は、賛助会員退会の意思確認のために利用いたします。)